

## 令和7年第4回東海村議会定例会提出議案概要

令和7年11月26日

議案番号	議案名	説明
報告第18号	寄附の受入れについて (寄附金)	<p>エーテック株式会社から寄附の申出があり、これを受け入れましたので、議会に報告するものであります。</p> <p>1 寄附者 エーテック株式会社 代表取締役社長 久家 伸司      2 寄附金額 金100,000円      3 寄附の目的 子どもたちのため      4 寄附年月日 令和7年10月17日</p>
報告第19号	寄附の受入れについて (寄附金)	<p>明治安田生命保険相互会社水戸支社から寄附の申出があり、これを受け入れましたので、議会に報告するものであります。</p> <p>1 寄附者 明治安田生命保険相互会社水戸支社 支社長 中平 泰弘      2 寄附金額 金303,000円      3 寄附の目的 健康増進・地域活性化のため      4 寄附年月日 令和7年10月27日</p>
議案第104号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正する条例を制定するものであります。
議案第105号	東海村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、当該法律に準じた取扱いとしている職員等の旅費について、法改正に応じた見直しを行うため、条例の一部を改正するものであります。
議案第106号	東海村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	災害その他非常の場合において、給水装置の迅速な復旧等を可能とするため、給水装置工事の施行者に係る特例を定めるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。
議案第107号	東海村布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者	水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直すため、条例の一部を改正するものであります。

	の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について																											
議案第 108 号	令和 7 年度東海村一般会計補正予算（第 5 号）	<p>予算総額に歳入歳出それぞれ 185,559 千円を追加し、予算総額を 24,401,095 千円とするものであります。</p> <p>補正の主な内容につきましては、茨城県二次医療救急医療圏水戸地域における補助対象病院への補助金の交付、中央土地区画整理事業の進捗を図るための繰り出し、実績額の確定による交付金の返還等に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。</p> <p>1 歳入</p> <table> <tr><td>(1) 村税</td><td>102,692 千円</td></tr> <tr><td>(2) 分担金及び負担金</td><td>76,095 千円</td></tr> <tr><td>(3) 国庫支出金</td><td>△1,672 千円</td></tr> <tr><td>(4) 県支出金</td><td>9,596 千円</td></tr> <tr><td>(5) 繰入金</td><td>△12,529 千円</td></tr> <tr><td>(6) 諸収入</td><td>25,777 千円</td></tr> <tr><td>(7) 村債</td><td>△14,400 千円</td></tr> </table> <p>2 歳出</p> <table> <tr><td>(1) 総務費</td><td>△21,611 千円</td></tr> <tr><td>(2) 民生費</td><td>161,693 千円</td></tr> <tr><td>(3) 衛生費</td><td>4,752 千円</td></tr> <tr><td>(4) 商工費</td><td>2,299 千円</td></tr> <tr><td>(5) 土木費</td><td>36,565 千円</td></tr> <tr><td>(6) 教育費</td><td>1,861 千円</td></tr> </table>	(1) 村税	102,692 千円	(2) 分担金及び負担金	76,095 千円	(3) 国庫支出金	△1,672 千円	(4) 県支出金	9,596 千円	(5) 繰入金	△12,529 千円	(6) 諸収入	25,777 千円	(7) 村債	△14,400 千円	(1) 総務費	△21,611 千円	(2) 民生費	161,693 千円	(3) 衛生費	4,752 千円	(4) 商工費	2,299 千円	(5) 土木費	36,565 千円	(6) 教育費	1,861 千円
(1) 村税	102,692 千円																											
(2) 分担金及び負担金	76,095 千円																											
(3) 国庫支出金	△1,672 千円																											
(4) 県支出金	9,596 千円																											
(5) 繰入金	△12,529 千円																											
(6) 諸収入	25,777 千円																											
(7) 村債	△14,400 千円																											
(1) 総務費	△21,611 千円																											
(2) 民生費	161,693 千円																											
(3) 衛生費	4,752 千円																											
(4) 商工費	2,299 千円																											
(5) 土木費	36,565 千円																											
(6) 教育費	1,861 千円																											
議案第 109 号	令和 7 年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	<p>予算総額に歳入歳出それぞれ 3,662 千円を追加し、予算総額を 3,065,374 千円とするものであります。</p> <p>補正の内容につきましては、令和 7 年 10 月の人事配置に伴う一般職人件費の増加及び過年度交付金の返還に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。</p> <p>1 歳入</p>																										

		<p>繰入金 3, 662千円</p> <p>2 歳出</p> <p>(1) 総務費 2, 717千円</p> <p>(2) 諸支出金 945千円</p>
議案第 110 号	令和 7 年度東海村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	<p>予算総額に歳入歳出それぞれ 72, 107 千円を追加し、予算総額を 751, 933 千円とするものであります。</p> <p>補正の内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金に係る年間支出見込額の増加に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。</p> <p>1 歳入</p> <p>後期高齢者医療保険料 72, 107 千円</p> <p>2 歳出</p> <p>後期高齢者医療広域連合納付金 72, 107 千円</p>
議案第 111 号	令和 7 年度東海村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	予算総額に変更はなく、債務負担行為を設定するものであります。
議案第 112 号	令和 7 年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	<p>予算総額に歳入歳出それぞれ 70, 000 千円を追加し、予算総額を 752, 425 千円とするものであります。</p> <p>補正の内容につきましては、中央土地区画整理事業の進捗を図るため、必要な予算措置を講じるものであります。</p> <p>1 歳入</p> <p>繰入金 70, 000 千円</p> <p>2 歳出</p> <p>区画整理事業費 70, 000 千円</p>
議案第 113 号	令和 7 年度東海村下水道事業会計補正予算（第 1 号）	予算総額に変更はなく、債務負担行為を設定するものであります。
議案第 114 号	指定管理者の指定について（東海文化センター）	<p>東海文化センターの指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>1 公の施設の名称 東海文化センター</p>

		<p>2 指定管理者となる団体の名称 公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団      3 指定管理者となる団体の所在地 東海村大字船場 768番地15      4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>
議案第115号	指定管理者の指定について（東海駅コミュニティ施設）	<p>東海駅コミュニティ施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>1 公の施設の名称 東海駅コミュニティ施設      2 指定管理者となる団体の名称 公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団      3 指定管理者となる団体の所在地 東海村大字船場 768番地15      4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>
議案第116号	指定管理者の指定について（東海村スポーツ施設）	<p>東海村スポーツ施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>1 公の施設の名称 東海村スポーツ施設（東海村総合体育館、東海スイミングプラザ、東海村テニスコート、東海南中学校夜間照明グランド及び久慈川河川敷運動場）      2 指定管理者となる団体の名称 公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団      3 指定管理者となる団体の所在地 東海村大字船場 768番地15      4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>
議案第117号	指定管理者の指定について（舟石川学童クラブ（分室））	<p>舟石川学童クラブ（分室）の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>1 公の施設の名称 舟石川学童クラブ（分室）      2 指定管理者となる団体の名称 テルウェル東日本株式会社      3 指定管理者となる団体の所在地 東京都江東区深川二丁目7番6号      4 指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで</p>
議案第118号	指定管理者の指定について（東海村病児・病後児保育施設）	<p>東海村病児・病後児保育施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>1 公の施設の名称 東海村病児・病後児保育施設      2 指定管理者となる団体の名称 公益社団法人地域医療振興協会      3 指定管理者となる団体の所在地 東京都千代田区平河町二丁目6番3号      4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>

議案第 119 号	指定管理者の指定について（村立東海病院）	<p>村立東海病院の指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の施設の名称 村立東海病院</li> <li>2 指定管理者となる団体の名称 公益社団法人地域医療振興協会</li> <li>3 指定管理者となる団体の所在地 東京都千代田区平河町二丁目 6 番 3 号</li> <li>4 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで</li> </ol>
議案第 120 号	指定管理者の指定期間の変更について（阿漕ヶ浦公園）	<p>令和 4 年第 4 回定例会で議決の阿漕ヶ浦公園の指定管理者の指定については、公園全体を一括して管理されているところ、管理区分を有料施設の野球場及びホッケー場と有料施設以外に分割し、それぞれ指定管理者を指定する検討を進めており、準備が整うまでの間、引き続き、現在の指定管理者に管理運営を行わせるため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の施設の名称 阿漕ヶ浦公園</li> <li>2 指定管理者となる団体の名称 環境保全事業株式会社</li> <li>3 指定管理者となる団体の所在地 東海村大字村松 1033 番地 1</li> <li>4 指定の期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 変更前 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで</li> <li>(2) 変更後 令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで</li> </ul> </li> </ol>

- ※ 法律関係
- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
  - ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
  - ・児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）
  - ・国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）
  - ・水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）
  - ・水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）

なお、今会期中に条例の一部改正 4 件、補正予算 5 件、工事請負契約の締結 1 件、工事請負契約締結事項中の変更 3 件、指定管理者の指定 1 件を追加提出したく準備をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

※ 条例の一部改正 4 件及び補正予算 5 件については、人事院勧告を受け閣議決定された国家公務員の給与改定に準じた本村職員の給与改定に係る議案であり、追加提出は、現在開会中の第 219 回臨時国会の審議状況によりますことを申し添えます。